

青少年インターネット環境の整備等に関する検討会 第5回会合議事録

日 時：平成21年6月16日（火）14:00～14:56

場 所：中央合同庁舎第4号館共用第3特別会議室

出席委員：清水座長、藤原座長代理、尾花委員、清原委員、国分委員、坂田委員、高橋委員、半田委員（代理・設楽氏）、別所委員（代理・吉田氏）

（内閣府）：柴田内閣府審議官、殿川審議官、小島参事官

（オブザーバー）：

内閣官房内閣参事官、警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課課長補佐、警察庁生活安全局少年課少年保護対策室長、総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課長、法務省大臣官房参事官、文部科学省スポーツ・青少年局青少年課長、経済産業省商務情報政策局情報経済課長

議事次第

1. 開 会

2. 議 題

（1）前回議事録の確認（事務局）

（2）検討会報告書について（事務局）

（3）「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（素案）」に対する主な意見の概要について（事務局）

3. 柴田内閣府審議官あいさつ

4. 閉 会

5. 議事内容

清水座長 それでは、お時間になりましたので、始めさせていただきます。本日もお忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございました。

まず委員の出欠状況につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

小島参事官 事務局から出欠状況につきまして、御報告いたします。本日は植山委員、漆委員、曾我委員が御欠席となっております。また、半田委員の代理で設楽さんに、別所委員の代理で吉田さんに御出席をいただいているところでございます。

清水座長 ありがとうございました。では、事務局から配付資料と前回議事録の確認をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

小島参事官 それでは、事務局から配付資料の確認と前回の議事録の確認をさせていただきます。

配付資料でございますけれども、資料1～5まででございます。

資料1は、前回の議事録でございます。

資料2は、検討会の報告書でございます。

資料3は、基本計画の素案の概要。

資料4は、基本計画の素案。

資料5は、パブコメによりまして出されました、主な意見の概要でございます。不足がございましたら、事務局の方までお申し付けください。

次に前回の議事録の確認をさせていただきます。資料1でございますけれども、あらかじめ各委員の皆様方に確認をいただいているところでございますので、特に問題がなければ、本日以降、内閣府のホームページで公開する扱いとさせていただきたいと存じますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

以上でございます。

清水座長 ありがとうございます。それでは、早速本日の議事に入らせていただきたいと思います。本日は議事次第にありますように「(2) 検討会報告書について」「(3) 『青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画(素案)』に対する主な意見の概要について」「(4) その他」となっております。

本日はすべての委員に感想等を述べていただければと思っておりますので、よろしく願いたいと思います。

それでは、議題の(2)及び(3)につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

小島参事官 それでは「2. 議題」の(2)及び(3)につきまして、事務局より御説明をさせていただきます。

まず「(2) 検討会報告書について」でございます。資料2をごらんいただきたいと思います。

検討会の報告書につきましては、前回の検討会におきまして、座長に一任いただいたところでございますけれども、その後、前回の検討会におきまして、各委員の皆様方に御指摘いただいた事項等につきまして、事務局から関係省庁と調整をし、その上で座長及び座長代理にもお諮りした結果、お手元に配付しております検討会の報告書という形でとりまとめた上で、4月28日に公表させていただいているところでございます。簡単に主な修正点につきまして、御説明を申し上げたいと存じます。

1ページをごらんいただきたいと思います。「はじめに」の最初の段落の中で、インターネットというのは大変有用なものであるということは、もう自明の理でございます、書いていなかったのですけれども、簡単に入れさせていただいたところでございます。

12ページをごらんいただきたいと思います。「第4 青少年のインターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等の支援に関する事項」でございます。この上段の4行目でございます。支援のところにつきましては、技術開発の支援を含む財政支援などを実施することということで、財政支援につきまして実施することを明確化するために記載をさせていただいているところでございます。

15ページをごらんいただきたいと思います。「3. 青少年への名誉毀損・プライバシー侵害等への対策の推進」でございます。この中の「(1) 青少年等からの相談等への対応」に関しまして、「また」以下でございますけれども「青少年、保護者等に対して、人権擁護の観点からのインターネッ

トの適正な利用に関する啓発活動を推進する」ということを更に記載をさせていただいているところでございます。

大きな修正点は、以上のところでございます。それ以外にも文言として修正をしているところでございますけれども、特段大きな変更ではございませんので、割愛させていただきます。

以上が検討会報告書に関する説明でございます。

続きまして、基本計画素案についてのパブリックコメントを実施しておりまして、その関係につきまして、御説明を申し上げたいと存じます。

まず基本計画素案について、若干御説明をさせていただきたいと存じます。この基本計画の素案でございますけれども、検討会報告書を踏まえまして、その後、各省間での協議を経た後にとりまとめたものでございます。お手元の資料4がこの基本計画の素案でございます。資料3がその概要でございます。

内容につきましては、検討会の報告書を踏まえて作成しておりますので、ほぼこの内容を踏襲しているところでございますので、詳細な説明につきましては、割愛をさせていただきたいと存じます。

続きまして、この基本計画素案に対する意見募集の状況についてでございます。資料5をごらんいただきたいと存じます。この計画素案に対する主な意見の概要についてということでございまして、意見募集につきましては4月28日～5月25日までの約4週間実施したところでございます。

意見の提出状況でございますけれども、団体が1件、個人が60件の合計61件でございまして、その中に複数の意見もございましたので、125の意見をちょうだいしたところでございます。

現在、いただいた意見につきましては、政府内部におきまして検討を行っているところでございます。ここにおきましては、主な意見の概要につきまして、御紹介をさせていただきたいと存じます。

別紙と書いてある2枚目をごらんいただきたいと存じます。内容につきましては、大きく分けまして、7つに分類をさせていただいているところでございます。

まず「1.『はじめに』、基本方針関係」についてでございます。これにつきましては、2件の御意見等がございまして、特にその中にありますように、子どもに対する教育を進めることを最重点とすべきということで御意見を賜っているところでございます。

次に「2.教育・啓発関係」については、16件いただいているところでございます。青少年が安全に安心してインターネットを利用できるように、家庭とか学校において教育・啓蒙等の活動を重視すべきということ、学校への携帯電話の持ち込みの原則の禁止はやり過ぎだというような御意見等々も出ているところでございます。

「3.フィルタリング関係」でございます。これにつきましては、15件いただいているところでございます。フィルタリングの関係では、フィルタリング等の導入を慎重にすべきとか、恣意的に範囲が決定されることの懸念とか、フィルタリングサイトの審査機関は不要だというような意見もいただいております。

「4.民間団体等支援関係」でございます。こういう有害・違法のガイドラインの制定、ゾーニ

ングの基準は、事業者や国と関わりない民間団体でやらせるべきというような意見をいただいているところがございます。

「5. その他重要事項関係」といたしまして、40件いただいているところがございます。特に多かったのが児童ポルノの関係でございます。法律の適正運用とかブロッキング反対という意見でございます。その中にはインターネット・ホットラインセンターに対して、これを廃止すべきだというような意見等もいただいているところがございます。

「6. 推進体制等」ということで、6件いただいているところがございます。特に縦割りの行政にならないようにという御意見がございました。

「7. その他」として42件ございましたけれども、この基本計画とは無関係な意見といえますが、特に法律自体が違憲であるとか、その法律の廃止をすべきというような意見が主なものでございました。

以上がパブリックコメントの内容でございますけれども、今後このいただいた御意見等の結果について、内閣府のホームページ等でも公開したいと存じておるところでございます。

説明につきましては、以上で終わらせていただきたいと思います。

清水座長 どうもありがとうございました。それでは、これから意見交換の場とさせていただきますと思います。本日は第5回目でございますけれども、第1回目からそれぞれの先生方からプレゼンテーションをしていただきました。また活発な御意見をいただきまして、今、御説明がありましたように、この報告書、基本計画の素案があり、パブコメの御紹介もあったということでございます。

非常に重要な問題を短期間にまとめていただいたわけですが、これはこれで一段落とはいいながら、これからが一番重要なことになろうかと思えます。したがって、本日は先生方から、この検討会におきまして議論があったわけですので、それに関する感想とか、今後の展開についての御意見とか御提言、あるいは政府、国に期待したいこと。何でもいいと思えますけれども、自由に御発言いただければと思います。

本日はお約束していただいている時間が15時までということでございますので、1人5分以内くらいかなと思えます。全員にお願いするということですので、順番に私から指名させていただきます。海外ではレデーズファーストと言うので、五十音順にするとレディーズファーストになるということで、尾花さん、清原先生という順番にお願いしたいと思います。坂田さんからPTA連合会長の高橋先生に飛びまして、ヤフーの吉田さんまで行って、座長代理の藤原先生に総括してもらって、最後に私が発言させていただくという順番にしたいと思います。よろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。

それでは、尾花さん、よろしくお願いいたします。

尾花委員 尾花でございます。今までいろいろな立場の皆様方からいろいろなお話を伺い、更に今回パブリックコメントという形でこの検討会の外にいらっしゃる方たちからのご意見も聞くことができました。短いお時間なので、それらをふまえて単純に感想を述べさせていただきます。

まずは、パブコメの内容について。まだまだビジネス主体の考え方や個人的な利益や感覚とい

う「大人の都合」が前面に出てしまっていて、「ICT 社会を生きていく子どもたちのこれからのためにどうすべきか」という真摯に向き合うべき課題に沿わないご意見が多いなと感じました。法律を改正せよとか、フィルタリングを全部外せとか、ブロッキングをやめるとかということが、大人社会に対してではなく、青少年を考えた検討会に対しても寄せられてくるのだということを実感させられた内容でした。

講演などをしていても感じるのですが、やはりこういう“大人たちの意識”が少しずつでも変わっていき、商売や趣味嗜好なども含む大人側の勝手な都合に関しては、子どもに影響しない範囲でやらなくては！という意識が人々の間に自然と高まってくればいいなと思いました。

次に、今度は逆に子どものために優先的に考えていらっしゃる方々についてです。保護者や学校関係者、その他青少年を身近に感じているさまざまな大人の方たちの意見が、大きく二分しているという現状があります。

一方は、子どもたちのためには小さな雑菌も完全に排除し、無菌状態のクリアーな環境を求める方々で、万が一何かあったらどうするんだ！という過度な不安をベースに、「ケータイは持たせるべきではない」とか「完璧なフィルタリングで守らなければならない」というような意見です。

それに対してもう一方は、少しずつ慣らしていったほうがいいという方々。もしも無菌状態で育ってしまったら、保護された環境から解放された瞬間にどんなことになってしまうかわからないのだから、小さな失敗も必要な経験と捕らえて使わせていこうという意見です。

そして、それぞれの意見は納得できるところもあり、納得できないところもあり、という感覚なのが、大多数の大人たちの感覚なのではないでしょうか。きっと、どちらかが正しいとか、正しくないとか、そういう感覚ではないのでしょうか。

子どもの年齢・性別・感覚・特性などはもちろんのこと、置かれている環境、住んでいる場所もですし、ご家庭の対応力や家族間のコミュニケーションみたいなものも含めて千差万別です。それに対して統一的、画一的な見解を出してもしっくりこないのは当然で、そこをうまく地域、学校、御家庭、三位一体できちんと取り組んでいこう！という意識を持ち、「ICT を安全かつ有効に活用できる大人に育てる」という目指す方向性を見失わないようにしながら、一緒になって枠組みや方法を模索していければと思っています。

そのためにやはり、「本当にしなければいけないのは何か」というコアの部分を含めて共有したいところです。こういったことの実現に向けて、どういう形で進めていくのがベストなのかということはまだまだこれから私も考えていきたいと思っています。

以上です。ありがとうございました。

清水座長 どうもありがとうございました。では、清原先生、お願いします。

清原委員 ありがとうございます。今回これまでの議論を基に、清水座長、藤原座長代理、事務局の皆様におかれましては、大変簡潔に、しかし重要なポイントをおまとめいただきまして、ありがとうございます。そのことが計画へ結び付いていくことは大変重要ですし、この時期にそうしたとりまとめができたことを幸いに思います。

特に私は自治体の立場でございますので、これまで地域であるとか、地方公共団体の取組みにつ

いて発言もさせていただきましたので、その点から申し上げますと、まず「はじめに」の2ページ目の最後のところで、勿論この提言は政府に向けてのものであるし、しかも計画というのは主体が政府であるけれども、最後のところに「政府が、インターネット上に有害情報が氾濫している現状への対応が喫緊の課題であること、インターネットを取り巻く環境の変化が著しいこと等にかんがみ、地方公共団体とともに、迅速かつ効果的に、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策を強力に推進することを期待するものである。」というように、この地方公共団体ということも明確に入れていただいたことは、自治体の現場にも大変元気を与えていただくことになるのではないかと考えます。

更にこの全体の構成につきましては、政府の計画ではありますけれども、家庭あるいは教育機関、事業者、民間団体がそれぞれの役割を担いつつ、国民運動的な取組みが重要な段階であるという枠組みで項目が整理されています。私はこのインターネットにつきましては、最も重要なのは、今までマスメディアというのは限られた人が送り手になる傾向があった中、やはり草の根民主主義といましようか、今まで発言の機会がなかった人が発言や表現の機会を与えられる情報の発信者にもなるというメリットがあるわけですから、それをできる限り尊重し、著作権や表現の自由を基軸にしなければならぬものです。

しかし、その中で現在、展開されている、とりわけ青少年の人権や命に損害を与えるような取組みについては、政府がきちんと責任を取っていくのだということは間違っていないわけですから、そのバランスというのが実は非常に難しいのだらうと思います。

その意味で、政府が計画を示しますが、担い手として、主たるものが家庭であり、学校であり、また事業者、民間団体の活躍であるということが整理されているという点を意義あるものとして受け止めたいと思います。

最後に申し上げたいのは、言うまでもないことですが、17ページ以降、推進体制について、非常に簡潔に書かれていますけれども、実はこの推進体制に来るまでの16ページのまでの間に、かなりそれぞれの役割というものも書かれていますし、その役割が果たせるために国がどのような支援をするかということも書かれています。

特に今回、私の発言を受けて補強していただいた12ページに、「技術開発の支援を含む財政支援などを実施することが求められる」と書いていただいたのは、大変重い役割を、国も計画の中で示していただいたということですので、是非推進体制の実効性と各機関のコーディネートの能力を発揮していただければ、ありがたいと思います。

最後の最後に、基本計画の見直しということで6行記述されている中に、「1年間に1度、具体的に施策の取組み状況について、フォローアップを実施する」と書かれています。しかも、その上で「3年後を目途に基本計画を見直すものとする」とあります。この3年というのはインターネットの技術革新や利用の革新を考えると、意外に長い期間なのかもしれません。そういう意味で1年間に1度、具体的な取組み施策の取組状況についてフォローアップを実施するためには、全体として、インターネットの青少年における利用状況についての適切な把握ということが求められてくると思います。

これにつきましては、今日御参加の政府の各府省、とりわけ文部科学省の皆様の実態把握の役割が大きいでしょうし、総務省におかれては、消費者の立場からの御相談の把握が重要でしょうし、警察庁や法務省におかれては、青少年を取り巻く犯罪の実態の把握ということが求められると思いますので、今回御参加いただきました各府省の皆様にも、一層のフォローアップでの御活躍をお願いしたいと思います。

三鷹市を始め、地方公共団体も努力をさせていただくことになると思いますが、どうぞよろしく願います。ありがとうございました。

清水座長 ありがとうございます。それでは、国分さん、お願いします。

国分委員 インターネット協会の国分でございます。私はフィルタリングの技術開発とか普及に関わるようになってから、1998年からですから、もう10年以上です。現在は警察庁からの業務委託でホットラインセンターを運営しております。こういうインターネットの問題、特に青少年がインターネットを利用する環境をもうちょっと整備すべきだということで、昨年、国会で法律を制定していただき、今回はこういう立派な基本計画ができたということに対して、政府関係者、皆様方に非常に感謝をしたいと思っております。

ただ、先ほど清原委員も言われましたように、インターネットもどんどん変わっておりまして、問題解決の技術的な手段としては、フィルタリングだけではなくて、もっと別のものも考え得ると私は思っております。そういうことで今後もいろいろとトライしていきたい。

例えばフィルタリング以外に、SNSとか個人のブログなどですと、そのブログを管理している人の承認の下でなければ書けないとか、いろんな制限の付け方があるし、私も昔から何度も失敗していますが、メールを出してしまってから、あの人にこんなことを書いたメールを送ってしまったという失敗が起こらないように、現在のメールソフトには送信ボタンを押しても、設定しか時間の間は送られないというようなものもあります。

大して利用されていないようなんですが、子どもが使う際に、特に携帯電話を通してインターネットにアクセスするというような環境については、フィルタリングとともに、いろいろなことを今後も検討していかなければならないと思っております。基本計画を政府として着々と実行される一方で、私どももそういう技術開発なり普及をもうちょっと頑張っていきたいと思っております。どうもいろいろとありがとうございました。

清水座長 ありがとうございます。坂田委員、お願いします。

坂田委員 私も清原先生と同じ点について、感謝申し上げたいと思います。基本計画の12ページの一番上のところに、民間の自主的、主体的な取組みを最大限尊重し、その判断に干渉することなくという条件の下ではありますけれども、財政的支援などを実施していただくということを盛り込んでいただきまして、先日御要望を申し上げたことを取り入れていただきまして、大変ありがとうございました。

全体を通して申し上げますと、我々事業者に求められる事柄について、きちんと整理をしていただきました。フィルタリングを中心として、これからこの基本計画に沿って、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

その際取り組む事柄の内容がなかなか簡単ではないものもありますし、人の価値観によって違ってくるといいますが、幅が広いものもありますので、この報告書に盛り込まれております趣旨を踏まえながら、何が望ましいのか、例えばフィルタリングの仕方なのか、フィルタリング規準の作り方なのかということ等を常に考え直しながら、真に青少年の役に立つような形での取組に、配慮していきたいと思っております。大変ありがとうございました。

清水座長 ありがとうございました。それでは、2人飛ばさせていただきますして、高橋委員、お願いします。

高橋委員 高P連の高橋でございます。私もこの1年間、このインターネットに関する会議の中で、すさまじい変化が来たなということを実際に実感しております。1年半くらい前と比べると雲泥の差くらいに、本当に皆さん方が同じ意識を持っていただいて、最終的には内閣府が中心になって、関係省庁すべての方がここにお集まりをいただいて、本当に各省ごとにいろんな考え方をまとめていただいた。本当に心強く感謝を申し上げたいと思います。

こういった会議と並行しまして、私どももPTAとして、そして保護者として何をしなければならぬかということで、実際に具体的にいろんな角度で動きました。まず保護者にネット関係のそういった意識を持たせるために、県ごとにある会議とか振興大会といったときに、ネット関係の人に来ていただいて、今はどういった問題があるのか。携帯がどういうふうにあるのか。インターネット上にどういった問題があるのかということをしりでも知らせようと。せいぜい1回やっても400～500人なんです。

それを何回できるかと思ってやったんですけれども、年に2回くらいで、1つの県ではそういったオーダーで、これを全国的に展開しようということ各県に声をかけたんですけれども、実行してくれる県とそうでない県。1年間で何もかも一発で動くことは非常に難しいことも十分認知しましたし、それと同時に、この場には清原市長がいらっしゃるんですけれども、本当にうらやましいというか、こういった長の人がいらっしゃると、その地方公共団体はすごいなと思います。東京を中心にして、こういったお話をしているけれども、いつも言いますが、地方ではなかなか認識がない地方公共団体が多い。特に教育委員会等がまだほとんど自覚をしていないという状況なので、その辺も踏まえまして、これがはっきり固まった段階で、まず教育委員会をしっかり指導していただきたい。

だれが旗を振るかということ、地方に行けば教育委員会に旗を振っていただくしかない。勿論子どもたちに対して、どういったリテラシー教育をやっていくか。それと同時に、家庭とどうやってタイアップしていくか。そして、教員にどういった指導をしていくかということが非常に大きな問題だと思っております。

実は今、現実的に私たちは教員の先生方とお話をしているんですけれども、いろんな組合等がございます。組合の中で研修会という形で勉強会をやってきております。高教組、高校教の2つしか今はないんですけれども、それで研修会の際に、ネット関係の方を私は幾らでも引っ張ってくるので、先生方もまず1回勉強してくれませんかということで、今、組合に投げかけをしております。保護者の関係の高校のPTA、小中のPTA、学校の先生方にも輪を広げて、いろんなとこ

ろでそういった勉強会ができるようなシステムの土台づくりをしております。

考えたら1年間で何もかもできるとは思っていなかったんですけども、自分の気持ちばかり焦って、一応スタートラインにはみんな着けたつもりでございます。今、国の方がこういったいろんな意味での支援をやっていこうという心強いバックアップがありますので、それにちゃんと見合うようにやっていきたいと考えております。

また、本当にこれは1年間で、業者の方、ネット関係の方、皆さんに本当に努力していただいて、1年半くらい前はフィルタリングはそんなに簡単にできませんよと。それも全部一律同じでなければできませんよと言ったのが、今は各段階ごとにできる。しかもフィルターもある程度セクションごとに選択もできるというふうに、この1年間で本当に画期的に変わってきたと思うんです。やればできるじゃないかというのが正直な私たちの気持ちなんですけれども、この1年間、実際に動いていただけたということに関して、心から感謝しております。大きな目標として、インターネットを安心して利用できるための基本的な計画案ということですから、まず国の関与の前に、民間の自主的な力でやっていくということが基本でスタートしたはず案なので、この形はできるだけそのまま守っていきたい。

先日来、ミクシーとかいろんな問題があったんですけども、そういうことに関しても私たちの見解としては、初めからパーフェクトなものはない。ですから、やっていって問題が起きれば、それに対して対応できないようなネット関係の方は下りていただくけれども、自主的にそういったところを改善していこうというものに関しては、ある程度しっかり長い目で見てあげて、なおかつ指導していただきたい。

その辺も含めまして、今後、計画素案が実行できる形になってくれると非常に心強いと思っております。そのために小中のPTAと高校のPTAは力を合わせて一緒に頑張っていきたいと思しますので、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

清水座長 ありがとうございます。それでは、設楽委員、お願いします。

半田委員（代理・設楽氏） J E I T A の設楽です。よろしくお願いします。

我々、機器メーカーといたしましても、特にパソコン関係。こちらのフィルタリングについては、本日おまとめいただきました基本計画に沿うような形で、より一層の利用促進に努めてまいりたいと思っております。

パブコメの御意見等を見ましても、自由に情報を受けたいという意見もたくさんあるんですけども、青少年が犯罪に巻き込まれたり、あるいは有害な情報を受けたりということのないように、インターネットが今後、健全に発展していけるよう努力していきたいと思えます。

インターネットは今後さまざまな機器が、またさまざまな情報を得るようになってくるものです。電子政府の実現であったり、教育関係、あるいは医療の関係ですとか、情報の送受信のみならず、さまざまな用途に使われていくと思えます。そのために、健全な発展に寄与してまいりたいと思えます。

我々、機器メーカーといたしましても、今後とも技術開発を始め、各種普及・啓蒙の活動を通じまして、今度とも努力してまいりたいと思えます。御協力をよろしくお願いいたします。

清水座長 ありがとうございます。設楽委員と申し上げてしまいましたが、半田委員の代理として御出席の設楽さんでございました。

別所委員の代理として御出席いただきました、吉田さん、お願いします。

別所委員（代理・吉田氏） ヤフー株式会社の吉田と申します。よろしくお願いいたします。

この法律ができる過程、できた後につきまして、やみ雲に我々も反対したわけではなくて、有効に対策を進めるためにはもっといい方法がありますよということで御理解いただいて、民間に託していただいたと理解しておりますので、今、安心ネットづくり促進協議会というものをつくらせていただきました。その中で業界として、こういった対応ができるというのを多角的に、ここにいらっしゃる高橋委員ですとか、清原市長の方にも御協力をいただきながら進めておるところでございます。中でも児童ポルノに関しましては、警察庁の総合セキュリティー対策会議の答申も受けまして、具体的な検討に入っているところで、一番先行してやれているかなと思っております。

それ以外に関しましても、今、高橋委員の方からも御言及がございましたけれども、一部報道でございます SNS の関係の問題につきましても、是非有効な対策が民間自らの手で取れるよう頑張っていきたいと思っておりますので、ヤフーとしては直接的に幸いにも事件は起きていないところではございますけれども、業界としても頑張っていきたいと思っておりますので、とりわけ警察庁様におかれましては、何が有効な対策なのかというところをいろいろと意見交換をさせていただきまして、我々も勉強していきたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

清水座長 ありがとうございます。それでは、座長代理でまとめ役等をしていただきました、藤原先生にお願いしたいと思っております。

藤原座長代理 それでは、何点か私の方からも感想めいたことを申し上げます。今ほかの委員の方々のお話を伺っていると、幾つか特徴的な点があります。

最初は大人目線ではだめだというお話だったと思うんですけれども、清原委員の方からインターネットの情報発信機能というものと、それを見越したバランスの取られた規制とフォローアップが重要ではないかというお話がありました。

国分委員からは、変化の速度と技術にはいろいろありますよということをお話していただきました。

坂田委員の方から、地方と都市の温度差のお話があり、J E I T A とヤフーの方から自主性のお話があったと思っております。それを踏まえて、3～4つ申し上げます。

1つは、この法律は青少年の権利の擁護に資することを目的とするわけですから、やはり青少年の権利の擁護に資することを目的としなければいけないんだろうと思っております。ただ、そのときの考量軸が、安全に安心してインターネットを利用できるようにするんだから、利用はしてもらわなければ困ると。利用をさせないという話ではないということは、我々は注意をしなければいけないと思っております。

2番目に、要するにインターネットの世界は、技術でできることは技術でやってほしいというのが基本的スタンスではないかと申し上げたんですけれども、それでも新しい技術にはプラスもマイ

ナスもありますし、更にそれを踏まえて、その法律で規制することになりますと、法律は強過ぎると今度はインターネットが何もできなくなりますし、弱過ぎると全く役に立たないということですので、なかなか難しい。技術も法律も万能ではないんだということを前提に議論をしていくしかないのかなという感じがいたします。

更に言えば、どうも個別の利害関係者がいても、責任を持って全体を見渡すという、そこがまだないわけで、インターネットについて我が国でも、それは必要なのではないかという感じがします。

3つ目です。万能でないにしても、何かしなければいけないので、そこで自主的な規律、自主性ということになるんですけども、お話を伺っていて、私の方からも一言申し上げたいのは、自主性と言ったときの自主性の中身だと思えます。役所を補う、つまり我々は公権力の補充なんだと思って自主性をするというスタンスを取るのか、自分たちが本当に自分たちを律するんだというスタンスで自主性を考えるのかで、民間もやることは随分違って来るわけです。どちらかという、公権力の補充だと位置づけるから、嫌々になるのかなという感じがしました。自主ルールとか自主団体にはいろんなニュアンスがあるんだというような気がしました。

最後ですけれども、今の子どもたちは、恐らく我々とプライバシーの感覚自体が違うかもしれないので、問題は全体として柔軟に考える必要があると思います。最低限やらなければいけないのは、自分で自分を守れるという教育。もう一つは、インターネットの世界では何かをやるとログという足跡が残るから、結局は隠れて何でもできるということではないんだよというのは、きちんと教育をしなければいけないのではないかと思います。

以上です。

清水座長 藤原先生、ありがとうございました。全体をまとめていただきました。私からも少し発言させていただきたいと思います。

藤原先生もおっしゃいましたけれども、このインターネット利用ということは、プラスの面が非常に大きいわけですので、それをいかに促進するかということが最大の柱であると思っています。学習面から仕事面から、いろんな面でインターネットが非常に効果的に使われてきて、社会も変革して、産業の活性化から、いろんなところに使われている。これは伸ばしていくということだと思います。

そういったときに、このマイナスの面をいかに少なく徹していくかということが大きなポイントで、今回の議論になっているわけですけれども、プラスとマイナスの両輪といったときに、プラスの方がずっと大きな車になっていると私自身は思っております。ただし、この小さい車が、ややもすると、とんでもない大きな事故といいますか、止まってしまうということが起きますので、そのバランスが非常に重要であるということだと思います。

そういった観点で、今回の基本計画あるいは今回の提言を踏まえた研究観ですけれども、大きく分けて、この大きな基本の概要のところにありますように、最初に教育、啓発の推進が大きなポイントであろう。また、この点は今後の推進に対して、非常に大きな課題として残っている。実行面でいかに効果を上げていくかということだと思います。

インターネット技術の進展も非常に著しいとともに、子どもたちの利用は全く予想できない。先

ほど、大人の目線とかいろいろありましたけれども、大人では全く気が付かないような、いわゆるデジタルネイティブの行動ははかり知れないものがある。はっと思ったら、大変予想外のことが起きているということになりますので、常にランニングをしながら、この教育啓発推進を見ていかなければいけない問題であろうと思います。

重要な視点であるフィルタリングの性能向上とフィルタリング利用の普及は、今回の大きな柱の一つでありますので、有効な形で、できるだけ多くの保護者、利用者の賛同を得る形を取っていくということも、今後のランニングに関して、重要な視点だと思っております。

そういうことをするに当たりまして、民間団体等への支援ということも重要ですし、その他の政策が加わり、推進体制等が書かれているということで、この提言がこれから基本計画が決定され、実施していくときに、体系としては非常にうまくまとめていただいたと思っております。このまとめをするのに当たりまして、事務局と委員の先生方に厚く御礼申し上げる次第であります。

先ほどから、教育啓蒙が重要だということを申し上げているわけですが、IT戦略本部で19日までパブコメが出ていて、2015年までの目標が書かれています。残念ながら、この視点は書かれていないんです。ここはきっちり書いていただきたいということで、19日は締め切りですから、私は個人名で意見を提出させていただきたいと思っております。それを後で推進本部でどのように扱っていただくかということは、あくまでお任せになりますが、パブコメの後の修正は難しいかもしれませんが、今回この議論を通じて痛感しているのは、これからの子どもたちが社会に出たときにどうなるか。私たちが今、住んでいる今後の社会のことを考えたときに、この点は欠かせないです。

もう一つは、ドイツ人から特に言われて、ほかの国も日本をモデルにしたいということで、日本を見ているんです。ですから、提言ができましたが、その後はうまくいきませんでしたということは、非常に残念になってしまいます。2015年の戦略と非常に関係が深いと考えていますので、意見を出させていただきたいと考えております。

いずれにしましても、今回まとめるに当たりましては、私は座長ということで進行係でございましたけれども、事務局が常に前向きに、次のステップ、次のステップということで、常にうまく準備をしてくださった。それに対して委員の先生方が非常に建設的な大きくの意見をいただいて、その結果、このような形で提言ということが出され、それが基本計画の素案の方にも反映されていく。また、これから更に重要な時代に入っていくということだと思えます。

そういったことからしますと、今回、私は座長をさせていただきながら、最も勉強させていただいたのは私かなと思ったりしているところでございます。そういった観点でも、厚く御礼を申し上げたいと思います。いずれにしましても、今後がまた重要と思っておりますので、引き続きよろしく御礼申し上げたいと思います。

それぞれの委員の方から御発言をいただいたんですが、一言忘れたという方、もう一言というのがありましたら。よろしいでしょうか。

事務局サイドあるいは各府省の方々から、何か発言がありましたら。文部科学省さんとか何か言いたいことはありますか。頑張りますということでもいいですか。ほかはよろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、今後の予定につきまして、事務局から御説明をお願いいた

します。

小島参事官 それでは、今後の予定につきましては、御説明申し上げます。検討会におきまして、各委員の先生方に貴重な御意見を賜りまして、いただいた提言を踏まえまして、基本計画の素案を作成し、パブリックコメントをかけさせていただいております。その結果も踏まえつつ、最終的にインターネットの基本計画を策定すべく、今、作業をしております。

基本計画につきましては、今月中を目途としまして、内閣総理大臣を会長として、関係閣僚で構成されます「インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議」がございますけれども、ここで策定すべく進めているところでございます。この計画でございますけれども、計画の策定はまだ準備が終わっているわけではありませんので、早急に進めていきたいと思っております。

来月でございますけれども、青少年の非行防止月間というのがございまして、これは内閣府が主催しておりまして、関係省庁、地方自治体を含め、関係機関の団体全体で、青少年非行防止のための月間として啓発することになっておりますが、一番最初の項目としまして、この青少年のインターネットの対策ということを入れさせていただいております。

計画が策定されても、その後の実施が大変重要でございますので、まずは7月にこの月間がありますので、この中でも関係省庁または自治体、その他、関係機関の団体の皆様方と連携を取りながら、進めていきたいと考えております。

内閣府におきましては、この基本計画の概要というか、わかりやすいものをつくりたいと思っております。以前、尾花委員の方から、文字ばかりあっても多分読みはしないだろうというお話もございましたので、これにつきましては、できるだけ、お子さんや保護者の方も含めて、見てわかるような形でつくるべく、役所がつくるものですから、なかなかそこまで行けるかどうかわかりませんが、そういうものをできるだけ早急に考えていきたいと思っております。先生方の貴重な御意見等をいただくと大変ありがたいと思っております。

内閣府におきましては、意識調査を毎年行う予定で考えております。この基本計画を踏まえまして、インターネットの利用とか、いろいろなフィルタリングの関係についての経年の変化を取って、それらを踏まえて、いろいろな見直しをしたいと思っております。これについても、これからまだやるべきことが大変多ございますので、先生方の貴重な御意見等もいただくと、大変ありがたいと考えているところでございます。

この検討会でございますけれども、今後につきましても、先ほどからの御意見の中でもございませうように、インターネットは変化が大変激しいものでございますので、いろいろな事象が起こってくる可能性もございます。委員の皆様方に御意見を賜るという機会も大変多くなるのではないかと考えているところでございますので、今回の基本計画に関しましては一区切りかもしれませんが、改めまして、清水座長と藤原座長代理と御相談の上で、検討会の開催の日程につきましては、調整させていただきたいと存じておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

清水座長 どうもありがとうございました。以上で、本日予定しておりました議題は、すべて終了いたしましたところでございます。

最後に、柴田内閣府参事官より、ごあいさつをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

ます。

柴田審議官 内閣府審議官の柴田でございます。この検討会の提言のとりまとめ、皆様方は日ごろから大変お忙しい方ばかりでございますけれども、時間を割いて御協力いただきまして、本当に感謝しております。ありがとうございました。

先ほど小島参事官から話がありましたように、この提言を踏まえまして、基本計画をつくることになりましてけれども、この基本計画は総理を会長としまして、関係閣僚がきちんと入った推進会議で決めるものでありますから、行政のトップもきちんとかんだ形で決めて物事を進めていくという形になっております。

この検討会につきましては、基本計画策定の検討という意味では一区切りでありますけれども、先ほど来、何度もお話がありましたが、この世界は非常に進み方が早いということもあり、また、今後何が出てくるかもわからないこともあります。計画をつくったからには、きちんとフォローアップをしていかなければなりませんので、先ほど御指摘いただきましたように、それぞれの省庁でも、きちんと必要な情報をつかみ、その上でフォローアップをしていくという形にしていきたいと思っております。先生方からも、こういうことをした方がいいのではないかというようなお話があれば、どうぞ御指摘をいただければと思うわけでございます。

いろいろな新しい問題が出てくることもあると思っております。そうするとフォローアップだけではなくて、先生方にまた集まっていただいて、対応を考えるということもしていかなければいけないかと思っております。そういうことで、今日は一区切りではありますけれども、今後もどうぞ、この青少年の健全なインターネット利用ということに向けまして、御理解と御協力をいただければと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

本当にこのたびはありがとうございました。感謝しております。

清水座長 どうもありがとうございました。本検討会といたしましては、一区切りということかと思っております。ただ、今もお話ございましたように、今後必要に応じまして、委員の皆様方にお集まりいただくということもあろうかと存じます。そのときは、どうぞよろしく願い申し上げます。

以上をもちまして、第5回の「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」を終了させていただきます。

御多忙中、長時間にわたり御審議を賜りまして、誠にありがとうございました。厚く御礼申し上げます。